

## みどり市専用水道指導要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、法、水道法施行令及び水道法施行規則において使用する用語の例による。

(専用水道布設工事設計確認申請等)

第 3 条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に専用水道布設工事設計確認申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 専用水道布設工事設計確認申請の結果通知については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により市長が行なうものとする。

(1) 当該工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計確認通知書(様式第 2 号)

(2) 当該工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合の判断をすることができない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書(様式第 3 号)

3 専用水道の確認を受けた者は、専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(様式第 4 号)により届け出るものとする。

(専用水道給水開始前の届出)

第 4 条 専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、確認を受けた施設を開始するときは、専用水道給水開始前届(様式第 5 号)により届け出るものとする。

(専用水道の休止及び廃止の届出)

第 5 条 第 3 条の規定により確認を受けた専用水道を休止し、又は廃止したときは、専用水道休止(廃止)届書(様式第 6 号)により速やかに、届け出るものとする。

(業務の委託の届出)

第 6 条 設置者は、技術上の業務を委託したときは、水道技術管理業務委託届(様式第 7 号)により届け出るものとする。

(水道事業者との連携)

第 7 条 市長は、専用水道の管理等について水道事業者と連携協力し、管理水準の向上を図る措置を講ずるものとする。

(登録検査機関との連携)

第 8 条 市長は、専用水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を受け、登録検査機関(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。)に対して受検状況及び施設の管理状況に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第9条 市長は、設置者から必要な報告を徴し、又は職員を専用水道施設のある場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。